

引取可能車両の引取希望者の募集について（有償）

川上ダム建設所で使用していた車両について、有償での引取希望者を募集します。

1. **募集期間** 令和5年2月15日（水）から令和5年2月24日（金）正午まで
2. **対象備品類** 別紙1「車両内訳書」及び別紙2「現況写真」のとおり
3. **注意事項**
 - （1）現状渡しとし、引渡し後の不具合、故障等の責任は一切負いません。
 - （2）対象車両の引取費用（陸送費用等）及び諸費用（名義変更手数料）は、引取者の負担となります。
 - （3）引取りをご希望される場合は、希望引取額（消費税抜き）を明記の上、書面（参考様式）にて郵送若しくはメール又はFAXによりお申し出ください。機構にお支払いいただく金額は、消費税を加算した額となります。
 - （4）希望引取額が当方の予定価格（非公表）を上回った者を引取りの相手方として決定します。
 - （5）引取り希望者が複数となった場合は、希望引取額の高い者とし、同額の場合はくじ引きにより決定します。
 - （6）引取り者の決定は令和5年3月1日（水）13時までに行い、同日中に結果を通知します。
 - （7）引取決定者は結果通知後、速やかに物品売払契約書を作成し機構へ提出するものとする。

4. 本件に関する問い合わせは下記までご連絡ください。

独立行政法人水資源機構 川上ダム建設所 経理課 石川

TEL 0595-52-3690

FAX 0595-63-8590

アドレス : nyukei_kawakami@water.go.jp

車両内訳書

基準日：令和4年12月31日

整理 番号	品名	規格	単位	数量	取得価格 (税抜)	残存価格 (税抜)	取得年月日	経過 年数	耐用 年数	引渡し 可能時期
1	トヨタ コースター	乗車定員：25名 油種：軽油 ギア：5MT 装備：カーナビ無し、ETC無し、 バックモニター有り 誤発進抑制機能無し 走行距離：67,518km(R4.12月末日) 不具合：冷房故障中 車検満了日：R5.3.27	台	1	9,897,300	989,730	H9.03.19	25	6	令和5年3月

車両写真 (コースター)





番号 00535 A

令和 4年 3月 28日

三重運輸支局長



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途(自家用・事業用の別)	車体の形状
三重 22 す 2081 車 名	平成 17年 2月 24日	平成 9年 3月	普通 乗車定員	乗合 自家用 最大積載量	キャブオーバ [012] 車両重量 車両総重量
トヨタ 車 台 番 号	[194]		25人		4920kg 6295kg
RX4JFA50052 型 式			長さ 699cm	幅 208cm 高さ 282cm	前前軸重 1690kg 前後軸重 7kg 後前軸重 7kg 後後軸重 3230kg
KC-RX4JFAT	J05C		総排気量又は定格出力 5.30kW	燃料の種類 軽油	型式指定番号 類別区分番号
所有者の氏名又は名称	独立行政法人 水資源機構				
所有者の住所	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-2				[11005-0073]
使用者の氏名又は名称	独立行政法人 水資源機構川上ダム建設所				
使用者の住所	三重県伊賀市阿保251				[24515-1915]
使用の本拠の位置	***				
有効期間の満了する日	令和 5年 3月 27日	年 月 日			
備 考	<p>[三重], 継続検査 自動車重量税額 ¥44,100 この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができ ません。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 66,900km (令和4年3月28日) [旧走行距離計表示値] 65,100km (令和3年3月10日) [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 54-09-264 以下余白</p>				

裏面もご覧下さい。



証明書
番号 第 8AA5K4702 号

令和 4年 3月 22日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

東京海上日動火災保険株式会社



自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	三重 22 す 2081 RX4JFA50052	自動車の 種別	乗合 (自)
保険期間	自 令和 4年 4月 25日 12か月	使用の本拠 の所在地	三重県
	至 令和 5年 4月 25日 午前12時	保険料	¥12,630
住所及び 契約者の 氏名	三重県伊賀市阿保2-5-1	指定金融 機関名	
	独立行政法人 水資源機構 川上ダム建設所	保険料収納済印	
異動 事項			
管轄店名 及び 所在地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区丸の内1-2-1 カスタマーセンター 0120-530-580 受付時間 9~18時(年末年始を除く)	取扱者 印	三重自営部四日市営業課 37J1 日産プリンス三重 2355

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)
複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を傷めさせたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)

※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円~ 第14級:最高75万円まで
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社に届け出てください。

自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社から書面により提供されます。

- ・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)
 - ・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)
 - ・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)
- また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に請求することができます。

(裏面もご覧ください)

証明書
番号 第 8AA5K4702 号

自動車損害賠償
責任保険 令和 4年 3月 22日
保険料領収証

自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	三重 22 す 2081 RX4JFA50052	保険料	¥12,630
管及 轄 店 所 名 在 地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区丸の内1-2-1 カスタマーセンター 0120-530-580 受付時間 9~18時(年末年始を除く)		
保険期間	自 令和 4年 4月 25日 12か月 至 令和 5年 4月 25日 午前12時		

契約者 独立行政法人 水資源機構
川上ダム建設所 様

東京海上日動火災保険株式会社
上記保険料を領収いたしました。



取扱者
印

この領収証は保険証明書の効力を有しないので、必ず証明書をお受け取りください。

独立行政法人水資源機構分任契約職
川上ダム建設所長 津久井 正明 殿

住 所 ○○○○○○○○○○

会 社 名 ○○○○株式会社

代 表 者 氏 名 代表取締役 ○○ ○○ 印

見 積 書

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

件 名 マイクロバス売払い

競争契約入札心得及び現場説明書承諾のうえ上記の金額により見積りいたします。

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名): _____

担当者(会社名・部署名・氏名): _____

連絡先1 : _____

連絡先2 : _____

くじ用数字

--	--	--

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
 2. 見積金額を記載した頭に¥又は金の文字を記入すること。
 3. 金額は、算用数字(アラビア数字)で記入すること。
 4. 宛名は見積依頼書の差出人宛(職名)とし、氏名は記載不要。
 5. くじ用数字欄には、「0:ゼロ」から「999」の3桁の数字を記入すること。

物品売払契約書(案)

- 1 売払物品名 マイクロバス
- 2 数 量 1台
- 3 代 金 ￥0,000,000.- (内消費税額 ￥000,000.-)
- 4 引渡場所 三重県伊賀市阿保2171番地12
 独立行政法人水資源機構川上ダム建設所管理棟
- 5 引渡し期限 代金納入後10日以内
- 6 契約保証金 免除

上記物品の売払いについて、売出人「独立行政法人水資源機構分任契約職川上ダム建設所長」と買受人「〇〇〇〇〇〇」は次のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(代金の納付)

第1条 買受人は、売払代金を売出人の発行する納入請求書により、指定された納付期限までに、売出人に納付するものとする。

(所有権の移転)

第2条 売払物品は、下見当時の現場有姿のままとし、その所有権は、買受人が代金を納付し、かつ、名義変更等の手続きが完了したとき、売出人より買受人に移転するものとする。

(売払物品の引渡し等)

第3条 買受人は、売払物品を引取ろうとするときは、あらかじめ、売出人にその旨を通知しなければならない。

2 売払物品の引渡しは、買受人が売出人に売払代金領収証書を提示の上、売払物品の受領書と引替えに、当該売払物品の所在する場所において行うものとし、買受人は売出人の立会いを得てこれをすみやかに引取る義務を負うものとする。

3 買受人は、引取りに要する費用及び名義変更等の諸手続に要する費用等を負担するものとする。

4 買受人が引取期限までに売払物品の引取りを完了しないときは、売出人が特に承認した場合を除き、売出人の都合により売出人が残存物件を処分することがあっても買受人は異議の申立てができない。

5 前項の場合においては、買受人は残存物件相当額の返還、その他いかなる請求もできない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 買受人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、売払人の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(危険負担)

第5条 物品の所有権が、売払人から買受人に移転した時から売払物品の引渡しの時までにおいて、売払人の責に帰することができない理由により当該売払物品が滅失又は毀損した場合の損害は、すべて買受人が負担するものとする。

(瑕疵担保)

第6条 買受人は、契約締結後売払物品に数量の不足又は、隠れた瑕疵のあることを発見しても、代金の減免若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除をすることができない。

(引取期限の延長)

第7条 買受人は、天災その他の不可抗力、又はその他買受人の責めに帰すことができない理由により引取期限までに売払物品の取引を完了することができないときは、売払人に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により引取期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、売払人と買受人とが協議して書面により定める。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第8条 買受人の責めに帰する事由により、頭書の引取期限内に当該物品の引取を完了しないときは、売払人は、買受人からの書面による申し出により、遅滞金を徴収することを条件に引取期限の延長を承認することができる。

2 前項に規定する遅滞金の額は、遅滞日数1日につき頭書の代金額に対し年5パーセントの割合で計算した額とする。

3 前項に規定する遅滞金及び第9条第2項による違約金の納付は、売払人が発行する納入請求書により指定された期日までに納付しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第9条 買受人が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、買受人は、売払人の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は買受人が構成事業者である事業団体が独占禁止法第8条第1号の規定により違反したことにより、公正取引委員会が買受人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付

命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が買受人又は買受人が構成事業者である事業者団体（以下買受人等という。）に対して行われたときは、買受人等に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、買受人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買受人に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、買受人（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 買受人が前項の違約金を売払人の指定する期間内に支払わないときは、買受人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を売払人に支払わなければならない。

（契約の解除）

第10条 売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 買受人が指定期限内に契約金額を納付しないとき。
- 二 買受人が引取期限内に売払物品の引取を開始しないとき。
- 三 買受人に本契約に関する義務履行の意思がないと認められたとき。
- 四 買受人が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 2 買受人は前項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として売払人の指定した期限までに納付しなければならない。
- 3 売払人は第1項の規定により契約を解除したときにおいて、買受人が納入した契約金額があるときは、これを返還する。ただし、当該返還金に利息は付さない。

(返還金の相殺)

第11条 売払人は、前条第3項の規定により代金を返還する場合において、買受人が違約金又は損害金を売払人に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の締結に要する費用)

第12条 この契約の締結及び履行に関する一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

(専属的合意管轄)

第13条 売払人及び買受人は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔伊賀〕簡易裁判所又は〔津〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(契約外の事項)

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約において疑義を生じた事項については売払人と買受人が協議して定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売払人 住 所 三重県伊賀市阿保2171番地12
氏 名 独立行政法人水資源機構分任契約職
川上ダム建設所長 津久井 正明 印

買受人 住 所 ○○県○○市○○○○○○○○○
氏 名 ○○○○○○所長 ○○ ○○ 印

仕 様 書

1 件名 マイクロバス売払い

2 売払物品の内容

別紙1「車両内訳書」及び自動車検査証のとおり

3 引渡し条件等

(1) 売払代金の納入

買受人は、売払代金を売払人が発行する納入請求書により、指定の期日までに指定口座に納付すること。なお、納入期限は契約締結後10日以内とする。

(2) 所有権の移転等

①名義変更等の手続（所有者変更、登録番号変更、車庫証明、自動車税、自賠責保険等）は、買受人が行うこととする。

②売払人は、売払代金の納付を確認後、買受人が実施する名義変更等の手続に必要な書類を交付するものとする。

③買受人は、契約締結日から令和5年3月31日までに名義変更等の手続を完了させること。

④買受人は、名義変更等の手続の完了後、当該変更手続の完了を証明する書類（車検証の写し等）を売払人に提出すること。

⑤売払物品の引渡しは、引渡し場所において行うものとする。なお、売払物品の引取期限は、売払代金納入後10日以内とする。

⑥名義変更等の手続及び引渡しに要する全ての費用は買受人の負担とする。

⑦売払物品は現状渡しとし、引渡し後の不調、故障及び損傷等についての補償は一切行わないものとする。

(3) 引渡し場所

三重県伊賀市阿保2171番地12

独立行政法人水資源機構川上ダム建設所管理棟

なお、買受人の引渡し場所が上記から30分以内の距離にある場合にあつては、売払人と買受人において、契約締結後に協議の上、決定するものとする。

以上

車両内訳書

基準日：令和4年12月31日

整理番号	品名	規格	単位	数量	取得価格 (税抜)	残存価格 (税抜)	取得年月日	経過 年数	耐用 年数	引渡し 可能時期
1	トヨタ コースター	乗車定員：25名 油種：軽油 ギア：5MT 装備：カーナビ無し、ETC無し、 バックモニター有り 誤発進抑制機能無し 走行距離：67,518km(R4.12月末日) 不具合：冷房故障中 車検満了日：R5.3.27	台	1	9,897,300	989,730	H9.03.19	25	6	令和5年3月

番号 00535 A

令和 4年 3月 28日

三重運輸支局長



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途(自家用・事業用の別)	車体の形状
三重 22 す 2081 車 名	平成 17年 2月 24日	平成 9年 3月	普通 乗車定員	乗合 自家用 最大積載量	キャブオーバ [012] 車両重量 車両総重量
トヨタ 車 台 番 号	[194]		25人		4920kg 6295kg
RX4JFA50052 型 式			長さ 699cm	幅 208cm 高さ 282cm	前前軸重 1690kg 前後軸重 7kg 後前軸重 7kg 後後軸重 3230kg
KC-RX4JFAT	J05C		総排気量又は定格出力 5.30kW	燃料の種類 軽油	型式指定番号 類別区分番号
所有者の氏名又は名称	独立行政法人 水資源機構				
所有者の住所	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-2				[11005-0073]
使用者の氏名又は名称	独立行政法人 水資源機構川上ダム建設所				
使用者の住所	三重県伊賀市阿保251				[24515-1915]
使用の本拠の位置	***				
有効期間の満了する日	令和 5年 3月 27日	年 月 日			
備 考	<p>[三重], 継続検査 自動車重量税額 ¥44,100 この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができ ません。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 66,900km (令和4年3月28日) [旧走行距離計表示値] 65,100km (令和3年3月10日) [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 54-09-264 以下余白</p>				

裏面もご覧下さい。



別紙

令和5年3月 日

独立行政法人水資源機構財産管理職
川上ダム建設所長 殿

(買受人)
住所
氏名

印

物品受領書

下記のとおり、引取りを希望し、同品を受領しました。
なお、引取り後に不具合、故障等が発生した場合においても、貴殿に対し一切の申し立てはいたしません。

1. 引取り物品

整理番号	品名	規格	単位	数量	備考
1	トヨタ コースター	車両番号：三重22す2081 車体番号：RX4JFA50052 型名：KC-RX4JFAT 乗車定員：25名 油種：軽油	台	1	
	以下余白				

2. 受領日 令和5年3月 日

以上